

財政援助団体等に関する監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 押領司 剛

3. 監査の対象

令和6年度における財政援助団体及び指定管理者の中から、1補助金、1指定管理者を抽出した。

◎ 監査の対象とした補助金

	補助金名	交付先団体名	補助額(円)	所管部課名	
1	社会福祉対策補助金 (小林市成年後見支援センター運営支援事業費補助金)	社会福祉法人 小林市社会福祉協議会	5,212,000	健康福祉部	福祉課

◎ 監査の対象とした公の施設に係る指定管理者

	施設名	指定管理者名	委託料(円)	所管部課名	
1	小林市シルバーワークプラザ	公益社団法人 小林市シルバー人材センター	0	健康福祉部	長寿介護課

4. 監査の実施期間

書類審査 令和7年9月22日～令和7年12月17日
所管課ヒアリング 令和7年10月27日

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 補助金

- ① 補助金対象事業は、目的に沿って適切かつ効果的に行われているか。
- ② 補助金の交付及び確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助金対象事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- ⑤ 補助金交付団体に対する指導及び監督は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、関係法令、基本協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 指定管理者への指導及び監督は、適切に行われているか。

6. 監査の方法

(1) 補助金

監査に当たっては、交付決定の決裁原議書、実績報告書及び確定の決裁原議書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

(2) 指定管理者

監査に当たっては、指定管理者基本協定書、指定管理者事業報告書、モニタリング評価票、利用許可申請書、管理日誌等の関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

7. 監査の結果

監査の対象とした補助金に関する一部の事務については、交付団体の会計経理及び事務処理について是正又は改善すべきものが見られたので、必要な措置を講じられたい。

今回監査対象とした補助金については、超過勤務手当の支給漏れ、固定資産の勘定科目誤り及び固定資産管理台帳への記帳漏れが見られた。所管課においては、実績報告書のみの審査にとどまらず、出納簿や領収書等の関係書類及び実際の支払状況を十分に精査されたい。

指定管理施設に関する業務について、利用料金の決定手続きが規則に基づいていないなど、不適切な処理が見受けられた。所管課は、モニタリング等を通じて、指定管理者が条例、規則、基本協定書等に基づいた業務を行っているかを確認し、適時適切に指導されたい。

各監査結果については、次のとおりである。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

◎ 補助金について

(1) 社会福祉対策補助金

(小林市成年後見支援センター運営支援事業費補助金)

○ 目的

成年後見制度の充実のため、センターの育成を図ることを目的に、成年後見支援センターの運営及び事業に要する経費の一部を助成する。

○ 指摘・要望事項

- ① 職員の超過勤務手当の支給事務において、支給漏れが見られた。
- ② 固定資産の購入において、社会福祉法人小林市社会福祉協議会経理規程（以下「規程」という。）第49条では、1年を超えて使用するもの及び10万円以上の資産は固定資産に分類される旨が規定されているが、事務消耗品として計上されていた。
- ③ 固定資産の管理において、規程第54条では、「異動について所要の記帳整理をしなければならない。」と規定されているが、固定資産管理台帳に記帳していないものが見られた。

◎ 公の施設に係る指定管理者について

(1) 小林市シルバーワークプラザ

○ 設置目的

高齢者等の働く拠点として作業、研修、会議等の用に供することを目的とする。

○ 指摘・要望事項

小林市シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条では、「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。」と規定されているが、市長の承認を得ずに臨時の開館日を設けていた。

また、条例第10条では、「利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」と規定されているが、市長の承認を得ずに利用料金の決定を行っていた。